

別表2 (特定施設の届出の種類)

ケース	届出種類	提出期限	届出様式 (添付書類)			提出部数
			騒音規制法	振動規制法	県条例	
特定施設を設置する場合	特定施設設置届出書	工事開始の30日前	様式第1 (付近見取図、位置図、工場配置図、騒音の防止方法)	様式第1 (付近見取図、位置図、工場配置図、振動の防止方法)	様式第1号の2 (付近見取図、位置図、工場配置図、騒音(振動)の防止方法)	2部
地域が指定地域となり、すでに特定施設を設置している場合又は施設が特定施設となった場合	特定施設使用届出書	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内	様式第2 (付近見取図、位置図、工場配置図、騒音の防止方法)	様式第2 (付近見取図、位置図、工場配置図、振動の防止方法)	同上	
特定施設の種類及び能力ごとの数を増加(※1)する場合及び使用する時間帯を変更(※2)する場合	特定施設の種類ごとの数変更届出書(※3)	工事開始の30日前	様式第3 (付近見取図、工場配置図)	様式第3 (付近見取図、工場配置図)	様式第2号の2 (付近見取図、工場配置図)	
騒音・振動の防止(※4)の方法を変更する場合	防止の方法変更届出書	工事開始の30日前	様式第4 (変更前後の騒音の防止方法)	様式第4 (変更前後の振動の防止方法)	同上 (変更前後の騒音及び振動の防止方法)	
届出者の氏名、名称、住所が変わった場合(※5)	氏名等変更届出書	変更となった日から30日以内	様式第6	様式第6	様式第4号	
すべての特定施設の使用を廃止した場合	特定施設使用全廃届出書	廃止した日から30日以内	様式第7	様式第7	様式第4号の2	
届出した者からすべての特定施設を譲り受けや借り受けした場合	承継届出書	承継した日から30日以内	様式第8	様式第8	様式第5号	

(※1) 騒音の場合は、2倍を超えて増加する場合、振動の場合は、単に増加する場合。(全廃でない単に減少の場合は、届出は不要です)

(※2) 使用時間の開始時刻の繰上げ又は終了時刻の繰下げを伴わない場合は、届出の必要はありません。

(※3) 振動の届出書は「特定施設の種類及び能力ごとの数・特定施設の使用の方法変更届出書」になります。

(※4) 変更により騒音、振動の大きさの増加が伴わない場合は、届出は不要です。

(※5) 工場等の所在地の変更とは住居表示の変更のことであって、工場・事業場の移転による変更ではありません。移転の場合は、設置届出または廃止届出が必要となります。